

【開示しない部分及びその理由】

就業区分変更に伴う意見（令和〇年〇月）

欄名等	該当部分	不開示の理由
中小隊長 意見	記述の一部	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）第 78 条第 1 項 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
出張所長 係長		
課長		
副署長		
署長		

医療区分・就業区分指定意見書（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
医療区分	新しい指定区分	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
就業区分	新しい指定区分	
意見内容	記述の全て	
記録者	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

疾病報告書（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
問合せ先	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

医療区分・就業区分指定意見書（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
医療区分	新しい指定区分	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
就業区分	新しい指定区分	
意見内容	記述の全て	
記録者	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

傷病届（経過）（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
階級・氏名	記述の全て	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。
発生状況 経過・治癒	記述のすべて	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。

疾病報告書（就勤）（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
問合せ先	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

就業区分変更に伴う意見（令和〇年〇月）

欄名等	該当部分	不開示の理由
中小隊長 意見	記述の一部	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
出張所長 係長		
課長		
副署長		
署長		

医療区分・就業区分指定意見書（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
医療区分	新しい指定区分	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
就業区分	新しい指定区分	
意見内容	記述の全て	
記録者	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

疾病報告書（経過）（令和〇年〇月〇日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
問合せ先	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。

医療区分・就業区分指定意見書（令和〇年〇月 日）

欄名等	該当部分	不開示の理由
医療区分	新しい指定区分	この情報は、審議、検討又は協議に関する情報であり、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 6 号に該当する。 また、この情報は、人事管理に関する情報であり、人事管理に係る事務に関し公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるため、法律第 78 条第 1 項第 7 号に該当する。
就業区分	新しい指定区分	
意見内容	記述の全て	
記録者	記述の一部	この情報は、個人に関する情報であり、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであるため、法律第 78 条第 1 項第 2 号に該当する。